

平成17年度弁理士試験
短答式筆記試験問題集

〔 1 〕 特許法第29条の2に規定する特許の要件(いわゆる拡大された範囲の先願)に関し、次の(イ)～(ニ)のうち、誤っているものは、いくつあるか。

ただし、特許出願は、いかなる優先権の主張も伴わず、分割又は変更に係るものでも国際特許出願でもなく、特に文中に示した場合を除き、外国語書面出願でもないものとする。

- (イ) 乙は、甲が発明した発明イを知り、発明イと関連する発明ロを発明し、発明ロに係る特許出願Aをした。Aの願書に最初に添付した明細書には、甲のした発明イが記載されていた。甲は、発明イに係る特許出願Bを、Aの出願の日後かつAの出願公開前にした。この場合、その後、Aが出願公開されたとしても、Aがいわゆる拡大された範囲の先願であることを理由として、Bが拒絶されることはない。
- (ロ) 甲は、特許出願Aをした。Aの願書に最初に添付した明細書には、甲が自ら発明した発明イが記載されていた。乙は、自ら発明した発明イに係る特許出願Bを、Aの出願の日後かつAの出願公開前にした。この場合、Aの出願後に、Aについての特許を受ける権利を甲が乙に譲渡し、Bの出願前にその旨を特許庁長官に届け出たときは、その後、Aが出願公開されたとしても、Aがいわゆる拡大された範囲の先願であることを理由として、Bが拒絶されることはない。
- (ハ) 甲は、外国語書面出願Aをした。Aの願書に最初に添付した外国語書面には、甲が自ら発明した発明イが記載されていた。乙は、自ら発明した発明イに係る特許出願Bを、Aの出願の日後かつAの出願公開前にした。この場合、その後、Aが出願公開されたとしても、甲の発明した発明イがその外国語書面の翻訳文に記載されていないときは、Aがいわゆる拡大された範囲の先願であることを理由として、Bが拒絶されることはない。
- (ニ) 乙は、甲が発明した発明イに関し、発明者でなく、特許を受ける権利も承継していないにもかかわらず特許出願Aをした。丙は、自ら発明した発明イに係る特許出願Bを、Aの出願の日後かつAの出願公開前に行った。この場合、その後、Aが出願公開されたとしても、Aがいわゆる拡大された範囲の先願であることを理由として、Bが拒絶されることはない。

- 1 1つ
- 2 2つ
- 3 3つ
- 4 4つ
- 5 なし

〔 2 〕 次の記述は、商標法に関する教授と学生の会話である。次の記述のうち、学生の回答が最も不適切なものは、どれか。

ただし、マドリッド協定の議定書に基づく特例は考慮しないものとする。

1 教授： わが国が商標権の発生に関し、登録主義を採用している理由を述べてください。

学生： 商標権の発生を使用の事実に係らしめると、使用されたかどうかの認定が困難で、権利が不安定になりかねず、産業の発展を妨げるおそれがあります。このため、わが国は、登録主義を採用しました。なお、不使用取消審判制度を採用するなどして使用主義的な要素も取り入れています。

2 教授： 真正商品の並行輸入に関し、わが国の商標権の侵害とならないための要件について述べてください。

学生： わが国の商標権の侵害とならないための要件は、3つあります。第1の要件は、並行輸入に係る商品に付された商標が外国の商標権者又はその商標権者から許諾を受けた者により適法に付されたものであることです。第2の要件は、その外国の商標権者とわが国の商標権者とが同一人であるか又は法律的若しくは経済的に同一人と同視できる関係にあることによって、その商標がわが国の登録商標と同一の出所を表示するものであることです。第3の要件は、わが国の商標権者が直接的に又は間接的に並行輸入に係る商品の品質管理を行いうる立場にあることから、その商品とわが国の商標権者が登録商標を付した商品とがその登録商標の保証する品質において実質的に差異がないことです。

3 教授： 商標法第3条第2項において、同条第1項第1号と第2号に該当する商標が規定されていない理由を述べてください。

学生： 商標法第3条第1項の第1号から第5号までは、自他商品又は自他役務の識別力がない商標を列挙したものと解されますが、第1号と第2号に該当する商標は、使用によって自他商品又は自他役務の識別力を獲得するとは考え難く、また、取引上特定人に独占させることも適当でないと考えられるからだと思います。

4 教授： 商標権者が自己の登録商標を指定商品に類似する商品に使用し、他人の業務に係る商品と混同を生じさせた場合、当該商標権は、どうなりますか。

学生： 商標権者の故意又は過失によるものであるときは、商標登録の取消しの審判の対象となります。この審判は、何人でも請求できます。

5 教授： 特許出願より後願の商標登録出願に係る他人の商標権と抵触関係にある特許権が消滅した場合、原特許権者は、その特許発明の実施を中止しなければなりませんか。

学生： 特許権が存続期間の満了により消滅したものであり、不正競争の目的によるものでないならば、原特許権者には、原特許権の範囲内で商標の使用をする権利が認められます。その場合には、商標権の侵害とはならないので、その特許発明の実施を中止する必要はありません。

〔 3 〕 意匠権侵害に関し、次の(イ)～(ホ)のうち、正しいものは、いくつあるか。

- (イ) 意匠権者は、自己の意匠権を侵害する者に対し、その侵害の停止若しくは予防の請求、又はこれに代えて、侵害の行為を組成した物の廃棄、侵害の行為に供した設備の除去その他の侵害の予防に必要な行為を請求することができる。
- (ロ) 秘密にすることを請求した意匠に係る意匠権者は、その意匠権を侵害する者に対して差止請求権を行使する前に、その意匠に関する意匠公報を提示して警告しなければならない。
- (ハ) 意匠権者**甲**が**乙**に対して提起した意匠権の侵害に係る訴訟において、**乙**は、意匠法が準用する特許法第104条の3第1項(特許権者等の権利行使の制限)の規定による防御の方法を提出するためには、意匠登録無効審判を請求しておく必要がある。
- (ニ) 意匠権の侵害に係る訴訟における当事者等が、その侵害の有無についての判断の基礎となる事項であって当事者の保有する営業秘密に該当するものについて、当事者本人若しくは法定代理人又は証人として尋問を受ける場合においては、裁判所は、意匠法が準用する特許法第105条の7(当事者尋問等の公開停止)の規定に基づき、決定により、当該事項の尋問を公開しないで行うことができる場合がある。
- (ホ) 意匠権者**甲**が、損害の額に関する意匠法第39条第1項の規定に基づき、侵害物品を販売した**乙**に対し損害賠償を請求する訴訟を提起した場合、裁判所は、**乙**の営業努力により市場が開拓されたという事情や市場において侵害物品以外に代替品・競合品が存在するという事情を参酌して賠償額を認定する場合がある。

- 1 1つ
- 2 2つ
- 3 3つ
- 4 4つ
- 5 5つ

〔 4 〕 マドリッド協定の議定書に関し、次のうち、正しいものは、どれか。

- 1 日本国民が、日本国特許庁にした商標登録出願を基礎出願として国際出願をした場合、国際出願時において日本を領域指定することはできないが、標章の国際登録の後であれば日本を領域指定することができる。
- 2 締約国 X の国民は、他の締約国 Y に住所を有していても、国際出願をする場合は、X 国における標章登録出願又は標章登録を基礎出願又は基礎登録としなければならない。
- 3 締約国でない国の国民であって、複数の締約国に現実かつ真正の工業上又は商業上の営業所を有している者が国際出願をする場合は、当該複数の締約国のうちで最初に出願をし又は登録がされた締約国の出願又は登録を基礎出願又は基礎登録としなければならない。
- 4 締約国 X における標章登録の移転を受けた他の締約国 Y の国民は、当該標章登録を基礎登録として国際出願をすることができる場合がある。
- 5 国際出願の基礎登録は、当該国際出願の国際登録の日から 5 年間は移転することができない。

〔 5 〕 組物の意匠に関し、次のうち、正しいものは、どれか。

- 1 複数の組物の意匠について、その一の組物の意匠を本意匠とし、他の組物の意匠を関連意匠として、意匠登録出願することができる場合はない。
- 2 「一組の門柱、門扉及びフェンスセット」に係る組物の意匠の意匠登録出願をした者は、その出願前に、当該組物を構成する物品である「門扉」、「ガーデンフェンス」について形状が同一の意匠が公然知られていたときでも、意匠登録を受けることができる場合がある。
- 3 甲が組物全体として統一がある「一組のオーディオ機器セット」に係る組物の意匠について意匠登録出願 **A** をし、**A** と同日に、乙が **A** に係る組物を構成する物品である「スピーカーボックス」の意匠に類似する意匠の意匠登録出願 **B** をしたとき、**A** と **B** は意匠法第 9 条第 2 項に定める協議の対象となる場合がある。
- 4 「一組の飲食用ナイフ、フォーク及びスプーンセット」の構成物品の持ち手部分の形状に共通する特徴がある場合、その持ち手部分の形状に係る部分意匠について組物の意匠として意匠登録を受けることができる場合がある。
- 5 組物を構成する物品に係る意匠としてなされた意匠登録出願について、組物全体として統一がないことを理由として意匠登録無効審判を請求できる場合がある。

〔 6 〕 特許権の侵害に係る訴訟における秘密保持命令に関し、次のうち、正しいものは、どれか。

- 1 裁判所は、特許権の侵害に係る訴訟において、当事者が保有する営業秘密について、その当事者の申立てにより秘密保持命令を発する場合には、裁判官の全員一致でなければ命ずることができない。
- 2 当事者の保有する営業秘密が準備書面に記載されている場合には、当該書面が提出された後であっても、秘密保持命令の申立てをすることができるが、その営業秘密が証拠の内容に含まれている場合には、当該証拠が取り調べられる前でなければ、秘密保持命令の申立てをすることができない。
- 3 秘密保持命令は、裁判所により秘密保持命令を受けた者に対する決定書が作成された時から、効力を生ずる。
- 4 秘密保持命令の申立てを却下した裁判に対しては、即時抗告をすることができるが、秘密保持命令の取消しの申立てを却下した裁判に対しては、即時抗告をすることができない。
- 5 秘密保持命令が発せられている訴訟に係る訴訟記録につき、秘密記載部分の閲覧等の制限の決定があった場合において、秘密保持命令を受けていない当事者から当該秘密記載部分の閲覧等の請求があったときは、裁判所書記官は、閲覧等の制限の申立てをした当事者のすべての同意がない限り、その請求の手続を行った者に、請求があった日から2週間を経過する日までの間、当該秘密記載部分の閲覧等をさせてはならない。

〔 7 〕 著作権に関し、次のうち、正しいものは、どれか。

- 1 音楽の著作物の海賊盤を、それが海賊盤の音楽CDであることを知って購入し、それを友人に譲渡する行為は、譲渡権の侵害となる。
- 2 音楽の著作物の著作権者の許諾にもとづき国外で適法に頒布された音楽CDを日本国内に輸入する行為が著作権の侵害を構成することはない。
- 3 海賊版プログラムを業務上コンピュータで使用する行為は、その海賊版の入手の時に海賊版であることを知っていたとしても、著作権の侵害を構成しない。
- 4 演奏する楽曲についてその著作権者の許諾を得ることなくコンサートを開催したが客が数人しかこなかった場合には、演奏権の侵害とはならない。
- 5 写真の著作物の著作権者に無断で、大型スクリーンを用いて当該写真を公衆に提示する行為は、当該写真の著作物の著作権者の上映権の侵害となる。

〔 8 〕 実用新案登録無効審判に関し、次のうち、正しいものは、どれか。

- 1 訂正後における実用新案登録請求の範囲に記載されている事項により特定される考案が、実用新案登録出願の際独立して実用新案登録を受けることができるものではない場合、当該訂正がされたことを理由として、実用新案登録無効審判を請求することができる。
- 2 実用新案登録に基づいて特許出願がされ、当該実用新案権が放棄された後は、その実用新案登録に対して実用新案登録無効審判を請求することはできない。
- 3 実用新案権の設定登録後に、最初の実用新案技術評価書の謄本の送達があった日から2月以内に明細書を誤記の訂正を目的として1回訂正した。その後に請求された実用新案登録無効審判について、最初に指定された答弁書提出期間を経過するまでの間に、実用新案登録請求の範囲の減縮を目的とする訂正をすることはできない。
- 4 請求項の削除を目的とする訂正は、実用新案登録無効審判について、最初に指定された答弁書提出期間を経過した後は、することができない。
- 5 実用新案登録無効審判の請求人は、当該実用新案登録に基づいて特許出願がされた旨の通知を受けた日から30日以内であっても、答弁書の提出があった後は、その審判の請求を取り下げようとする場合、相手方の承諾を得なければならない。

〔 9 〕 商標法におけるマドリッド協定の議定書に基づく特例に関し、次のうち、正しいものは、どれか。

- 1 日本国民は、特許庁に継続している自己の防護標章登録出願又は自己の防護標章登録を基礎としては、特許庁長官に国際登録出願をすることができない。
- 2 国際登録に基づく商標権者は、専用使用权者、質権者又は通常使用权者があるときは、これらの者の承諾を得た場合に限り、その商標権を放棄することができる。
- 3 旧国際登録に係る商標権の再出願(商標法第68条の34第2項)については、その商標登録出願に係る商標が世界貿易機関の加盟国の紋章であって経済産業大臣が指定するものと類似の商標であっても、それを理由に拒絶されることはないが、その商標登録出願が商標法第6条第1項又は第2項に規定する要件を満たしていないときは、それを理由に拒絶される。
- 4 国際商標登録出願について、その基礎とした国際登録が指定商品の一部について消滅したときは、その国際商標登録出願は、その指定商品のすべてについて取り下げられたものとみなされる。
- 5 国際登録による国内登録の代替において、国際登録に基づく登録商標と国内登録に基づく登録商標の商標が同一であり、かつ、その指定商品又は指定役務が同一であって、その商標権者も同一であるときは、国際登録に基づく登録商標の商標権と国内登録に基づく登録商標の商標権は、国内登録に基づく登録商標に係る商標登録出願の日を出願日とする1の商標権になったものとみなされる。

〔10〕特許法に規定する手続に関し、次の(イ)～(ホ)のうち、誤っているものは、いくつあるか。

ただし、未成年者は独立して法律行為をすることができる者ではなく、かつ、特に文中に示した場合を除き、後見監督人はいないものとする。

- (イ) 本人が未成年者であったときに法定代理人が委任した代理人の代理権は、本人が成年に達しても消滅しない。
- (ロ) 未成年者は、法定代理人の同意を得たとしても、特許出願に関する手続をすることはできない。
- (ハ) 未成年者が法定代理人によらないでした手続は、法定代理人が追認すれば、その手続がされた時にさかのぼって有効になる。
- (ニ) 後見監督人があるときに、未成年者の法定代理人が後見監督人の同意を得ないでした手続は、後見監督人が追認することができる。
- (ホ) 特許庁長官又は審判長は、未成年者が法定代理人によらないでした手続について、相当の期間を指定して、その補正をすべきことを命ずることができる。

- 1 1つ
- 2 2つ
- 3 3つ
- 4 4つ
- 5 5つ

〔11〕特許協力条約に関し、次のうち、誤っているものは、どれか。

- 1 条約第22条〔指定官庁に対する国際出願の写し及び翻訳文の提出並びに手数料の支払〕に規定する30月の期間は、締約国の特別の会議における条約の改正によるほか、国際特許協力同盟の総会における締約国の決定によっても変更することができる。
- 2 弁護士、弁理士その他の者であって国際出願がされたX国の国内官庁に対し業として手続をとる権能を有するものは、当該国際出願について、国際事務局に対し業として手続をとる権能を有するが、管轄国際調査機関がY国の国内官庁である場合には、当該管轄国際調査機関に対し業として手続をとる権能を有しない。
- 3 国際出願について国際予備審査の請求をした場合、出願人は、いずれかの又はすべての選択国の選択を取り下げることができる。
- 4 国際予備審査報告には、請求の範囲に記載されている発明がいずれかの国内法令により特許を受けることができる発明であるかどうかの問題についてのいかなる陳述をも記載してはならない。
- 5 単一の国際調査機関が設立されるまでの間に2以上の国際調査機関が存在する場合には、各受理官庁は、国際出願についての国際調査を管轄することとなる1又は2以上の国際調査機関を特定する。

〔12〕 著作者人格権に関する次の(イ)～(ホ)の記述のうち、正しいものは、いくつあるか。

- (イ) 美術の著作物の著作者が原作品を譲渡した場合には、原作品の譲渡に際し公衆に提示しない旨の特約が付されていたとしても、展覧会に出品する行為は公表権の侵害を構成しない。
- (ロ) デパートのBGMとして音楽がメドレーで流される場合に、その音楽の著作物の著作者の氏名を表示しなくとも氏名表示権の侵害を構成しない。
- (ハ) 著作者の死んだ後において、著作者が生存中であれば著作者人格権の侵害となるべき行為をしてはならないとされるのは、著作者の死後70年に限られる。
- (ニ) 条文上、同一性保持権の侵害が成立するためには、改変された著作物が公衆に提供又は提示されることを必要としていない。
- (ホ) 研究論文を大学の紀要に掲載するにあたり、他の掲載論文と統一性を保つため送り仮名や句読点を変更する行為は、同一性保持権の侵害を構成することはない。

- 1 1つ
- 2 2つ
- 3 3つ
- 4 4つ
- 5 なし

〔13〕商標登録出願の不登録事由に関し、次の(イ)～(ホ)の記述のうち、正しいものを組み合わせたものは、後記1～5のうち、どれか。

ただし、マドリッド協定の議定書に基づく特例は考慮しないものとする。

- (イ) 商品又は商品の包装の形状であって、その商品又は商品の包装の機能を確保するために不可欠な立体的形状のみからなる商標であっても、使用をされた結果、需要者が何人かの業務に係る商品であることを認識することができるものについては、商標登録を受けることができる場合がある。
- (ロ) 商標登録の無効の審判において商標登録を無効にすべき旨の審決が確定し、その商標権が初めから存在しなかったものとみなされた場合には、その無効にされた商標登録を理由として、他人の商標登録出願が拒絶されることはない。
- (ハ) 商標法第4条第1項第15号における他人の業務に係る商品と混同を生ずるおそれがある商標とは、その商標を指定商品に使用したときに、当該商品がその他人との間にいわゆる親子関係や系列会社等の緊密な営業上の関係又は同一の表示による商品化事業を営むグループに属する関係にある営業主の業務に係る商品であると誤信されるおそれがある商標を意味するので、その営業主の業務に係る個別の商品の商標であるいわゆるペットマークは、含まれない。
- (ニ) 商標法第4条第1項第8号にいう「他人」には、法人格のない社団も含まれる。
- (ホ) 商標法第4条第1項第10号にいう「需要者の間に広く認識されている商標」には、主として外国で商標として使用され、それがわが国において報道され又は紹介された結果、わが国において広く認識されるに至った商標も含まれる。

- 1 (イ)と(ロ)
- 2 (イ)と(ホ)
- 3 (ロ)と(ハ)
- 4 (ハ)と(ニ)
- 5 (ニ)と(ホ)

〔14〕特許出願の出願公開の効果に関し、次のうち、正しいものは、どれか。

- 1 特許出願人が、当該特許出願に係る発明を業として実施している第三者に対して、出願公開後に当該特許出願に係る発明の内容を記載した書面を提示して警告をし、その後、特許請求の範囲を減縮する補正を行った場合、その第三者の実施しているものが補正の前後を通じて当該発明の技術的範囲に属するときは、再度の警告をしなくとも、当該特許権の設定の登録後に補償金請求権を行使することができる。
- 2 出願公開に係る補償金請求権は、出願公開後に特許出願が放棄され、又は取り下げられた場合のみ、初めから生じなかったものとみなされる。
- 3 特許権者でない甲が、出願公開に係る補償金を当該特許権の設定の登録後に支払った場合、特許権者は、甲に対し、当該特許権の行使をすることができない。
- 4 特許権の設定の登録の日から3年を経過したときは、その特許権に係る特許出願の出願公開に係る補償金請求権を行使することができる場合はない。
- 5 出願公開に係る補償金の支払いを請求するための警告は、内容証明郵便でなされなければならない。

〔15〕特許出願についての拒絶査定不服審判及び前置審査に関し、次の(イ)～(ホ)のうち、正しいものは、いくつあるか。

- (イ) 2以上の請求項に係る特許に対しては、請求項ごとに、同時に別個の特許無効審判を請求することができる。同様に、2以上の請求項に係る特許出願に対して拒絶をすべき旨の査定がされたときも、請求項ごとに、同時に別個の拒絶査定不服審判を請求することができる。
- (ロ) 新規性欠如を理由として拒絶をすべき旨の査定がされ、これに対する拒絶査定不服審判が請求された場合において、査定を取り消しさらに審査に付すべき旨の審決がされたときは、当該事件を審査する審査官は、当該審決に拘束され、いかなる場合においても、新規性欠如を理由として拒絶をすべき旨の査定をすることはできない。
- (ハ) 特許庁長官は、拒絶査定不服審判の請求があった場合において、その日から30日以内にその請求に係る特許出願の願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面について補正があったときは、拒絶をすべき旨の査定をした審査官に、その請求を審査させなければならない。
- (ニ) 審査において、引用例 a に基づく進歩性欠如を理由とする拒絶理由が通知され、ついで、引用例 b に基づく進歩性欠如を理由とする拒絶理由が通知され、後者の理由で拒絶をすべき旨の査定がなされ、拒絶査定不服審判が請求された場合において、審判官は、改めて拒絶理由を通知することなく、引用例 a に基づく進歩性欠如を理由として、拒絶をすべき旨の審決をすることができる。
- (ホ) 拒絶をすべき旨の査定を受けた者が、その責めに帰することができない理由により拒絶査定不服審判を請求することができなかつた場合において、その査定の謄本の送達があった日から6月を経過すると、その理由がなくなった日から14日以内であっても、拒絶査定不服審判を請求することはできない。

- 1 1つ
- 2 2つ
- 3 3つ
- 4 4つ
- 5 なし

〔16〕商標権の侵害に関し、次のうち、正しいものは、どれか。

ただし、マドリッド協定の議定書に基づく特例は考慮しないものとする。

- 1 商標権者から、商標権の侵害であるとして侵害行為の差止めを請求された者は、その行為が無過失によるものであることを立証することにより、その行為の差止めを免れることができる場合はない。
- 2 他人の防護標章登録に係る指定商品と同一又は類似でない商品についての当該登録防護標章に類似する商標の使用は、当該商標権の侵害となる場合はない。
- 3 団体商標に係る商標権を有する団体の構成員は、その地位に基づき、当該商標権を侵害する者に対し、その侵害行為の差止めを請求することができる。
- 4 商標権者による指定商品についての登録商標に類似する商標の使用は、他人の登録商標に係る指定商品についてのその他人の登録商標に類似する商標の使用に該当する場合でも、その他人の商標権の侵害とはならない。
- 5 自己の氏名を普通に用いられる方法で表示する商標の使用は、他人の商標権の侵害となる場合はない。

[17] パリ条約のストックホルム改正条約に関し、次のうち、誤っているものは、どれか。

- 1 同盟国は、条約の規定に抵触しない限り、別に相互間で工業所有権の保護に関する特別の取極を行う権利を留保するが、その取極が与える保護を、取極を行っていない他の同盟国の国民にも与えなければならない。
- 2 工業所有権の保護に関し、各同盟国は、相互主義を要求することなく、自国民に与えているのと同じの待遇を他の同盟国民に適用しなければならない。
- 3 サービスマークの出願については、各同盟国は優先権を認める義務はない。
- 4 実用新案登録出願に基づく優先権を主張して意匠登録出願をした場合には、優先期間は6月である。
- 5 この条約には、いずれかの同盟国において正規に特許出願をした者が、当該特許出願に基づく優先権を主張して他の同盟国において意匠登録出願をした場合、当該他の同盟国が、このような優先権を認めることを義務づける、との規定はない。

[18] 次の から までの空欄に後記の語句群から適切な語句を選んで入れると、法人著作の成立要件に関する最高裁判所の平成15年4月11日判決についてのまとまった文章になる。 から までの空欄に入れるべき語句の組み合わせとして、最も適切なものは、どれか。

著作権法第15条第1項により法人等が著作者とされるためには、著作物を作成した者が「法人等の業務に従事する者」であることを要する。そして、法人等と にある者がこれに当たることは明らかであるが、 の存否が争われた場合には、第15条第1項の「法人等の業務に従事する者」に当たるか否かは、法人等と著作物を作成した者との関係を実質的にみたときに、法人等の 労務を提供するという実態にあり、法人等がその者に対して支払う金銭が の対価であると評価できるかどうかを、業務態様、 の有無、対価の額及び支払方法等に関する具体的事情を総合的に考慮して、判断すべきものと解する。

- | | | | | |
|---|--------|-----------|------|------|
| 1 | 雇用関係 | 指揮監督下において | 労務提供 | 指揮監督 |
| 2 | 指揮監督関係 | 発意により | 著作行為 | 雇用契約 |
| 3 | 指揮監督関係 | 発意により | 著作行為 | 雇用契約 |
| 4 | 雇用関係 | 発意により | 著作行為 | 指揮監督 |
| 5 | 雇用関係 | 指揮監督下において | 労務提供 | 雇用契約 |

〔19〕特許法が規定する罰則に関し、次の(イ)～(ホ)のうち、誤っているものは、いくつあるか。

- (イ) 詐欺の行為により、除斥の申立てをしてその旨の決定を受けた者は、懲役又は罰金に処せられる。
- (ロ) 特許法の規定により宣誓した証人が特許庁に対し虚偽の陳述をしたときは、懲役又は罰金に処せられる。
- (ハ) 判定の審理手続において、宣誓した当事者が特許庁に対し虚偽の陳述をしたときは、懲役又は罰金に処せられる。
- (ニ) 秘密保持命令を受けた者が、特許権の侵害に係る訴訟における当事者が保有する営業秘密を、当該訴訟の追行の目的以外の目的で使用した場合には、当該命令に違反した罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない。
- (ホ) 法人の従業者が、その法人の業務に関し、秘密保持命令に違反する行為をしたとする、当該従業者に対してした告訴の効力は、その法人には、及ばない。

- 1 1つ
- 2 2つ
- 3 3つ
- 4 4つ
- 5 なし

〔20〕特許権に関し、次の(イ)～(ホ)のうち、誤っているものは、いくつあるか。

- (イ) 生産、使用、譲渡、貸し渡し、輸出及び輸入をする行為は、物の発明についての実施に含まれる。
- (ロ) 薬を生産する方法の発明につき我が国で特許権の設定の登録がなされている場合、外国の製薬会社が外国で当該方法を使用して製造した薬を、当該特許権者の許諾を得ずに販売を目的として我が国に輸入する行為は、特許権の侵害となる。
- (ハ) 特許権の存続期間は、特許出願の日から20年をもって終了し、その延長は一切認められていない。
- (ニ) ラジオ受信機の発明につき特許権の設定の登録がなされている場合、個人が当該特許権者の許諾を得ずに趣味として当該特許発明の技術的範囲に含まれるラジオ受信機を1台製造して家庭内に設置し、個人で楽しむためにラジオ放送を受信する行為は、特許権の侵害となる。
- (ホ) 特許発明の技術的範囲についての特許庁の判定は、裁判所を拘束する。

- 1 1つ
- 2 2つ
- 3 3つ
- 4 4つ
- 5 5つ

〔21〕著作隣接権に関し、次の(イ)～(ホ)の記述のうち、正しいものを組み合わせたものは、どれか。

- (イ) 放送事業者は、自然の風景など、それ自体が著作物として保護されない番組を放送する場合には、当該放送に関して、著作隣接権を取得することはできない。
- (ロ) 映画製作者が俳優の許諾を得てその実演を映画の著作物に固定し、当該実演が収録されたビデオテープを販売している場合に、第三者がこれらのビデオテープを俳優に無断で複製し、公衆に販売しても、俳優の録画権を侵害しない。
- (ハ) 実演家に無断で実演を写真撮影し、その写真を公衆に販売する行為は、実演家の有する複製権及び譲渡権を侵害する。
- (ニ) 市販されている音楽CDを利用したテレビドラマがDVDとして発売されることに対して、その音楽CDの製作者はそれを許諾する権利を有する。
- (ホ) 放送事業者は、私的使用のための録音・録画に関して、複製権が制限されるかわりに、私的録音録画補償金を請求する権利を取得する。

- 1 (イ)と(ロ)
- 2 (ロ)と(ニ)
- 3 (イ)と(ホ)
- 4 (ロ)と(ホ)
- 5 (ハ)と(ニ)

〔22〕秘密意匠に関し、次のうち、正しいものは、どれか。

- 1 甲と乙が代表者を定めないで共同して行った意匠登録出願について、その意匠を秘密にすることを請求した場合において、甲が秘密請求期間を短縮しようとするときは乙と共同して請求しなければならない。
- 2 審査官は、意匠登録出願Aについて、意匠法第9条第1項の規定により意匠登録を受けることができないものであるとして拒絶理由の通知をする場合、秘密にすることが請求されている登録意匠に係る意匠登録出願Bの存在を理由とするときは、その秘密請求期間の経過を待たないで当該拒絶理由の通知をすることができる。
- 3 秘密にすることを請求されている登録意匠に係る意匠権についての専用実施権者は、当該登録意匠に係る秘密請求期間の延長を請求することができる場合がある。
- 4 秘密にすることを請求した意匠に係る意匠権の設定の登録を受ける者は、第1年分の登録料に加えて、秘密請求期間に応じた所定の登録料を納付しなければならない。
- 5 類似の意匠について同日に二以上の意匠登録出願があり、その一について秘密にすることを請求されている場合において、意匠法第9条第2項の協議が成立せず、いずれも、その意匠について意匠登録を受けることができないときは、秘密にすることを請求されているもの以外の意匠登録出願については、拒絶をすべき旨の査定又は審決が確定した後遅滞なく、願書及び願書に添付した図面等の内容が意匠公報に掲載される。

〔23〕特許権及び実施権に関し、次の(イ)～(ト)のうち、正しいものは、いくつあるか。

- (イ) 特許権者との契約により独占的实施が認められた通常実施権者は、特許権を侵害する者に対して、差止請求権及び損害賠償請求権を行使することができる。
- (ロ) 特許出願に係る発明の内容を知らないで自らその発明をし、特許出願の際現に日本国内においてその発明の実施である事業をしている者又はその事業の準備をしている者は、その具体的な実施形式に限り、その特許出願に係る特許権について通常実施権を有する。
- (ハ) 専用実施権の設定の登録がなされると、設定行為で定めた範囲内において、特許権者と専用実施権者とが特許発明の実施をする権利を共有する。
- (ニ) 許諾による通常実施権者は、特許権者に対して、当該通常実施権の設定の登録手続を請求する権利を有する。
- (ホ) 株式会社である特許権者が他の株式会社と合併して消滅した場合でも、移転の登録がなされるまでは、存続会社又は新設会社への特許権の移転の効力が生じることはない。
- (ヘ) 特許権の移転の登録により、当該特許権の過去の侵害行為により発生した損害賠償請求権も同時に移転する。
- (ト) 特許権を目的とする質権は、被担保債権の弁済により直ちに消滅の効力が生じる。

- 1 1つ
- 2 2つ
- 3 3つ
- 4 4つ
- 5 5つ以上

〔24〕意匠法第7条(一意匠一出願)の規定に関し、次のうち、正しいものは、どれか。

- 1 願書の「意匠に係る物品」の欄に2つの物品の区分が記載されている場合であっても、願書に添付した図面に記載された1つの形状が、それぞれの物品の区分に属する物品の形状と認めることができるときは、その意匠登録出願は意匠法第7条に規定する要件を満たすと認められる場合がある。
- 2 意匠権者から意匠権の侵害に係る訴訟を提起された者は、その訴訟において、当該意匠権が意匠法第7条に規定する要件を満たさない意匠登録出願に基づくものであることを理由として、意匠法第41条が準用する特許法第104条の3第1項(特許権者等の権利行使の制限)の規定による防御の方法を提出することはできない。
- 3 願書の「意匠に係る物品」の欄に「かまぼこ」と記載され、願書に添付した図面に同一形状で紅色のかまぼこを表したものと白色のかまぼこを表したものが2つ分離して記載されている場合、その意匠登録出願は意匠法第7条に規定する要件を満たすと認められる場合がある。
- 4 本意匠の意匠登録出願と関連意匠の意匠登録出願において、願書の「意匠に係る物品」の欄に異なる物品の区分を記載することができる場合はない。
- 5 「トランプ」の意匠について意匠登録出願する場合、願書に添付する図面には、トランプの表裏の模様を表した図及びトランプを収納する箱の形状を表した図を記載しなければならない。

〔25〕商標権の更新及び消滅に関し、次の(イ)～(ホ)のうち、誤っているものは、いくつあるか。

ただし、マドリッド協定の議定書に基づく特例は考慮しないものとする。

- (イ) 商標権の存続期間の満了後6月以内に更新登録の申請をした商標権の効力は、存続期間の満了後その更新登録がされる前における商標法第37条各号に掲げる行為には及ばない。
- (ロ) 2以上の商品又は役務を指定商品又は指定役務とする商標権の存続期間の更新登録の申請は、当該商標権に係る指定商品又は指定役務の一部についてすることができない場合がある。
- (ハ) 防護標章登録に基づく権利については、その存続期間の更新登録の出願が存続期間の満了後6月以内にされたものであるときは、登録料のほか登録料と同額の割増登録料を納付することにより、その存続期間の更新をすることができる。
- (ニ) 使用権者の不正使用による商標登録の取消しの審判(商標法第53条第1項)により商標登録を取り消すべき旨の審決が確定したときは、当該商標権は、その審判の請求の登録の日に消滅したものとみなされる。
- (ホ) 専用使用権が設定されている商標権の存続期間の更新において、登録料を一括して納付する場合には、専用使用権者は、納付すべき者の意に反しても、その登録料を納付することができる。

- 1 1つ
- 2 2つ
- 3 3つ
- 4 4つ
- 5 5つ

〔26〕特許法に規定する手数料の納付に関し、次のうち、誤っているものは、どれか。

- 1 特許出願後における特許を受ける権利の一般承継があった場合、その旨を特許庁長官に届け出るとき、手数料の納付は必要ない。
- 2 特許出願から特許をすべき旨の査定があるまでの間において、明細書、特許請求の範囲又は図面について補正をする場合、出願審査の請求後に請求項の数を増加させる補正をするときを除き、手数料の納付は必要ない。
- 3 特許出願後、所定の手数料を納付して出願審査の請求を適法に行った者が、文献公知発明に係る情報の記載についての通知、拒絶理由の通知又は特許をすべき旨の査定の謄本の送達のいずれかがあるまでの間に当該特許出願を取り下げて、当該取下げの日から6月を経過する前に出願審査の請求の手数料の返還請求を行った場合であっても、政令で定める額が返還されないことがある。
- 4 自己の特許出願について出願審査の請求の手数料の減免を受けることができる者は、資力に乏しい者として政令で定める要件に該当する、発明者又はその相続人のみではない。
- 5 特許原簿のうち磁気テープをもって調製した部分に記録されている事項を記載した書類の交付の請求をする者は、その請求のための手数料を、現金をもって納付することができる場合がある。

〔27〕特許協力条約に関し、次のうち、誤っているものは、どれか。

- 1 条約第19条(1)の規定に基づく請求の範囲の補正が、出願時における国際出願の開示の範囲を超えてされている場合には、当該補正後の請求の範囲は国際公開に含まれることはない。
- 2 出願人は、各指定官庁において所定の期間内に請求の範囲、明細書及び図面について補正をする機会を与えられる。指定官庁は、出願人の明示の同意がない限り、その期間の満了前に特許を与えてはならず又は特許を拒絶してはならない。
- 3 国際出願は、国際事務局によって、国際調査報告又は条約第17条(2)(a)〔国際調査報告を作成しない場合〕の宣言とともに、各指定官庁に送達される。ただし、この送達は当該送達を請求しない指定官庁に対しては行われぬ。
- 4 国際出願日が認められた国際出願が、日本のみの指定を含む国際出願に基づく工業所有権の保護に関するパリ条約による優先権の主張を伴う場合には、日本における優先権主張の条件及び効果は、日本の特許法又は実用新案法の定めるところによる。
- 5 国際調査は、関連のある先行技術を発見することを目的とするものであり、関連のある先行技術は、少なくとも、書面によって開示されており、かつ国際調査の対象となる国際出願の国際出願日前に公衆が利用できるようにされたものでなければならない。

〔28〕団体商標に関し、次のうち、正しいものは、どれか。

ただし、マドリッド協定の議定書に基づく特例は考慮しないものとする。

- 1 指定商品の普通名称にその商品の産地名を冠して普通に用いられる方法で表示する標章のみからなる商標は、団体商標として商標登録出願されたものである場合に限り、使用をされた結果、需要者が何人かの業務に係る商品であることを認識することができるものになっていなくとも、商標登録を受けることができる場合がある。
- 2 団体商標に係る商標権を有する者は、団体商標の商標登録出願前から日本国内において不正競争の目的でなくその商標登録出願に係る指定商品についてその団体商標に類似する商標を使用していた結果、先使用による商標の使用をする権利を取得した者に対して、その者の業務に係る商品と自己の業務に係る商品との混同を防ぐのに適当な表示を付すよう請求することができる。
- 3 類似の指定商品について使用する類似の商標について2の商標登録があり、その1である団体商標の商標登録が商標登録の無効の審判の請求により無効になった場合において、当該団体の構成員がその審判の請求の登録前に善意で日本国内において無効になった商標登録に係る指定商品についてその団体商標の使用をし、その団体商標が自己の業務に係る商品を表示するものとして需要者の間に広く認識されていたときは、その指定商品についてその団体商標を継続して使用する権利は、当該団体の他の構成員も有する。
- 4 団体商標に係る商標権については、質権を設定することができない。
- 5 団体商標の商標登録は、事業協同組合その他の特別の法律により設立された組合(法人格を有しないものを除く。)のみならず、民法第34条の規定により設立された社団法人及び財団法人も受けることができる。

〔29〕知的所有権の貿易関連の側面に関する協定の国境措置に関する特別の要件に関し、次のうち、正しいものは、どれか。

ただし、以下において、「申立人」とは、税関当局による物品の自由な流通への解放の停止を申し立てた権利者をいう。

- 1 権利者が、ある商品につき不正商標商品であることを理由として、税関当局による当該商品の自由な流通への解放の停止を申し立てるためには、当該権利者は、同一の商品について、同一の商標を使用していなければならない。
- 2 申立人は、輸入国の法令上、当該申立人の知的所有権の侵害の事実があることを権限のある当局が一応確認するに足りる適切な証拠を提出し、及び税関当局が容易に識別することができるよう物品に関する十分詳細な記述を提出しなければならない。
- 3 権限のある当局は、申立人に対し、被申立人及び権限のある当局を保護し並びに濫用を防止するために十分な担保又は同等の保証を提供するよう要求しなければならない。
- 4 申立人が物品の解放の停止の通知の送達を受けてから10執務日(適当な場合には、この期間は、10執務日延長することができる。)を超えない期間内に、税関当局が、本案についての決定に至る手続が被申立人以外の当事者により開始されたこと又は正当に権限を有する当局が物品の解放の停止を延長する暫定措置をとったことについて通報されなかった場合には、当該物品は、解放されるが、このような解放がされるのは、輸入又は輸出のための他のすべての条件が満たされている場合に限られるわけではない。
- 5 関係当局は、物品の不法な留置によって生じた損害につき、申立人に対し、物品の輸入者、荷受人及び所有者に適切な賠償を支払うよう命じなければならない。

〔30〕甲会社は、古来、日本酒の効率的な醸造方法を使用している。甲会社は、この醸造方法を甲会社の役員と技術者以外には知られないように厳重に管理している。不正競争防止法に規定する不正競争に関し、次のうち、最も適切なものは、どれか。

- 1 甲会社は、この醸造方法を使って日本酒の醸造を行っている工場で、見学会を開催している。この見学会に参加した競合する近所の酒造会社の社長乙は、見学会で得た知識から同じ醸造方法を利用することとした。この乙の行為は不正競争となる。
- 2 甲会社の日本酒の醸造方法は、人体の健康に対する悪影響を与える虞がある。甲会社の従業員丙は、その事実を新聞社に伝えた。この丙の行為は不正競争となる。
- 3 甲会社の技術主任丁は、日本酒の醸造方法の改良を検討しようと思って、甲会社の醸造方法に関する資料を自宅に持ち帰った。甲会社では、かかる資料の社外持ち出しを厳に禁止している。この丁の行為は不正競争となる。
- 4 甲会社の技術主任丁は、友人で醸造学の研究をしている大学教授に甲会社の醸造方法に関する資料を提供し謝礼を受領した。この丁の行為は不正競争となる。
- 5 甲会社の技術主任丁は、甲会社を辞め、競合する酒造会社戊に就職した。この丁の行為は不正競争となる。

〔31〕 実用新案法に規定する明細書、実用新案登録請求の範囲又は図面の訂正及び実用新案技術評価の請求に関し、次のうち、正しいものは、どれか。

- 1 実用新案登録出願人又は実用新案権者でない者から実用新案技術評価の請求がなされた場合であっても、実用新案登録出願人又は実用新案権者が新たに実用新案技術評価の請求をすることができる場合がある。
- 2 実用新案登録出願人又は実用新案権者でない者から実用新案技術評価の請求がなされた後に、特許法第46条の2第1項の規定による実用新案登録に基づく特許出願がなされた場合であっても、新たに実用新案技術評価の請求をすることができる場合がある。
- 3 請求項1及び請求項2からなる実用新案権において、請求項1の削除を目的とする訂正がなされた後は、いかなる場合であっても実用新案登録請求の範囲の減縮を目的とする訂正を行うことはできない。
- 4 特許庁長官は、誤記の訂正を目的とする訂正が、願書に最初に添付した明細書、実用新案登録請求の範囲又は図面に記載した事項の範囲内においてなされたものでないときは、補正をすべきことを命ずることができる。
- 5 特許庁長官は、訂正後における実用新案登録請求の範囲に記載されている事項により特定される考案が実用新案登録出願の際独立して実用新案登録を受けることができるものでないときは、補正をすべきことを命ずることができる。

〔32〕意匠権及び実施権に関し、次のうち、正しいものは、どれか。

- 1 意匠権者は、その意匠権について意匠法第33条第3項又は第4項(通常実施権の設定の裁定)の裁定による通常実施権者があるときは、その通常実施権者の承諾を得た場合に限り、その意匠権を放棄することができる。
- 2 意匠権者は、その登録意匠と、意匠登録出願前に創作された他人の著作物とが酷似するとき、当該著作権者の許諾を得ることなく業としてその登録意匠の実施をすることができる場合はない。
- 3 意匠権者は、その意匠権が共有に係るときは、他の共有者の同意を得なければ、その意匠権について専用実施権を設定することができないが、通常実施権ならば他の共有者の同意無くして許諾できる。
- 4 意匠権者は、その意匠権について質権を設定した場合であっても、当該質権者の承諾を得ることなく、その意匠権について専用実施権を設定することができる。
- 5 意匠権者は、その意匠権について甲に通常実施権を許諾した後、その通常実施権と同一範囲の専用実施権を乙に対して設定することができない。

〔33〕特許法における再審に関し、次のうち、正しいものは、どれか。

- 1 特許権者**甲**が、その特許権について**乙**のために質権を設定し、その後**丙**が請求した特許無効審判で**丙**と共謀し、**乙**の利益を害する目的をもって、虚偽の陳述によって審判官を欺いて特許を無効にすべき旨の審決を受け、それが確定した場合に、**乙**は、その確定審決に対して再審を請求しようとするときは、**甲**及び**丙**を共同被請求人としなければならない。
- 2 確定審決**A**が前にされた確定審決**B**と抵触することを理由とする、審決**A**に対する再審は、審決**A**が確定した日から3年を経過した後は、請求することができない。
- 3 再審においては、職権主義の原則から、当事者が申し立てない理由についても審理することができる。
- 4 製造方法の発明に係る特許を無効にすべき旨の審決が確定し、その後再審によって回復した場合において、第三者が、善意でその製造方法の発明を業として実施しているときは、その特許を無効にすべき旨の審決の確定から再審によって回復するまでの期間における当該実施が、侵害行為となることはない。
- 5 拒絶をすべき旨の審決があった特許出願について再審により特許権の設定の登録があったときは、善意に日本国内において当該発明の実施である事業をしている者は、その実施をしている発明及び事業の目的の範囲内において、その特許権について通常実施権を有するが、当該実施権を登録しなければ第三者に対抗することができない。

〔34〕「abc」とは有名なアイドル歌手の芸名であるという前提で、不正競争防止法に基づくドメイン名の保護に関する次の記述のうち、最も適切なものは、どれか。

- 1 甲会社では、会社内に閉じた情報ネットワーク内にあり、このネットワーク内からだけアクセスできる情報配信サーバに、「abc」という名称を付した。この行為は、不正競争となる。
- 2 自然人である乙の名は、たまたま「abc」である。乙は、個人的に立ち上げたウェブサイトの名称として「abc」を用いた。この行為は、不正競争となる。
- 3 丙は、インターネットで使用するメールアドレスに「abc」を用いた。この行為は、不正競争となる。
- 4 「abc」というドメイン名が不正な利益を得る目的で使用された場合でも、ドメイン名「abc」の移転を求めることはできない。
- 5 歌手の許諾を得ることなく、ファンが「abc」というドメイン名を取得した場合には、不正競争となる。

〔35〕特許協力条約に関し、次のうち、正しいものは、どれか。

- 1 受理官庁としての日本国特許庁に国際出願に係る願書等を郵便により提出した場合、当該願書等を郵便局に差し出した日時を郵便物の受領証により証明したときは、その日時に当該国際出願が日本国特許庁に到達したものとみなされる。
- 2 受理官庁は、国際出願日を与える所定の要件が受理の時に満たされていることを確認することを条件として、国際出願の受理の日を国際出願日として認める。
- 3 出願人は、優先日から30月を経過する前にいつでも国際出願を取り下げることができ、その取下げは、既に当該国際出願の処理又は審査を開始している指定官庁又は選択官庁についても効力を生ずる。
- 4 国際出願を受理官庁としての日本国特許庁にした場合、当該国際出願の願書中の明白な誤りは、日本国特許庁の明示の許可があるときだけでなく、国際事務局の明示の許可があるときにも訂正することができる。
- 5 国際事務局は、優先日から30月の期間の満了の後であっても、出願人による願書における出願人の名義の表示の変更の記録の要請を受理した場合には、要請された変更を記録する。

〔36〕商品及び役務並びに商標の類似性に関し、次の(イ)～(ホ)のうち、正しいものは、いくつあるか。

ただし、マドリッド協定の議定書に基づく特例は考慮しないものとする。

- (イ) 2の商標の類否は、それぞれの商標が同一又は類似の商品に使用された場合に、商品の出所につき誤認混同を生ずるおそれがあるか否かによって決すべきである、というのが、最高裁判所の見解である。
- (ロ) 2の商標の類否は、まずそれぞれの商標の要部を抽出し、その後それぞれの要部を対比することにより、判断しなければならない。
- (ハ) 商品及び役務の類似性は、政令で定める商品及び役務の区分を超えて認められる場合がある。
- (ニ) 有体物である商品についての立体商標と無体物である役務についての平面商標とは、互いに類似する場合はない。
- (ホ) 2の商品の類否は、商品の属性からみて、それぞれの商品自体が取引上誤認混同のおそれがあるか否かによって決すべきである、というのが、最高裁判所の見解である。

1 1つ

2 2つ

3 3つ

4 4つ

5 5つ

〔37〕特許法に規定する発明の単一性に関し、次のうち、正しいものは、どれか。

- 1 二以上の発明が同一の特別な技術的特徴を有していない場合は、当該二以上の発明が、発明の単一性の要件を満たすことはない。
- 2 発明イと発明ロとの間、及び発明イと発明ハとの間で、発明の単一性の要件を満たせば、発明ロと発明ハとの間で発明の単一性の要件を満たさなくても、発明イ、ロ及びハについて一の願書で特許出願をすることができる。
- 3 二以上の発明が別個の請求項に記載されている場合には、発明の単一性の要件を満たさないときであっても、当該二以上の発明を一の請求項に択一的な形式によって記載することにより、発明の単一性の要件を満たす。
- 4 発明の単一性の要件における特別な技術的特徴とは、発明の先行技術に対する貢献を明示する技術的特徴をいう。
- 5 特許出願の分割は、その特許出願が発明の単一性の要件を満たさない旨の拒絶理由通知がなされた場合に限り、行うことができる。

〔38〕商標登録出願に関し、次の(イ)～(ホ)のうち、正しいものは、いくつあるか。
ただし、マドリッド協定の議定書に基づく特例は考慮しないものとする。

- (イ) 商標登録出願人は、商標登録出願が審査、審判又は再審に係属している場合に限り、2以上の商品又は役務を指定商品又は指定役務とする商標登録出願の一部を1又は2以上の新たな商標登録出願とすることができる。
- (ロ) 商標法第9条第1項に規定する出願時の特例においては、商標登録出願に係る商標が特許庁長官が指定した国際的な博覧会に出品した商品又は出展した役務について使用した商標と同一でなくとも、その商標登録出願がその出品又は出展の時にしたものとみなされる場合がある。
- (ハ) 願書の指定商品並びに商品及び役務の区分を「第3類 化粧品、薬剤」と記載して出願した商標登録出願において、その指定商品並びに商品及び役務の区分を「第3類 化粧品」及び「第5類 薬剤」の2区分にわたる指定商品並びに商品及び役務の区分にする補正は、指定商品の要旨を変更するものとして却下される。
- (ニ) 防護標章登録出願人は、その防護標章登録出願が審査、審判又は再審に係属している場合に限り、その防護標章登録出願を商標登録出願に変更することができる。
- (ホ) 願書に記載した商標登録を受けようとする商標については、補正をすることができる場合はない。

- 1 1つ
- 2 2つ
- 3 3つ
- 4 4つ
- 5 なし

〔39〕パリ条約のストックホルム改正条約に関し、次のうち、正しいものは、どれか。

- 1 同盟国が、その国において同盟国の国民が出願した特許を、同一の発明について他の国において取得した特許から独立したものと認めることを義務づけられるのは、他の国が同盟国である場合に限られる。
- 2 同盟国の国民が各同盟国において出願した特許は、他の国において同一の発明について取得した特許から独立したものとなるが、同一でない発明について取得した特許からは独立したものとならない。
- 3 同盟国は、その国において同盟国の国民が出願し取得した特許を、同一の発明について他の国において取得した特許が特許料の不納付により消滅したことを理由として、消滅させることができる。
- 4 同盟国は、その国において同盟国の国民がした特許出願を、その出願が優先権の主張を伴うものである場合であっても、優先権の基礎である他の同盟国における特許出願が拒絶されたことを理由として、拒絶することができない。
- 5 同盟国 X において同盟国の国民が出願し取得した特許については、その特許が同盟国 Y における特許出願を基礎とした優先権の利益によって取得されたものである場合には、Y 国における当該特許出願について特許が与えられる場合に認められる存続期間と同一の存続期間が認められなければならない。

〔40〕意匠登録出願の変更又は分割に関し、次のうち、正しいのはどれか。

- 1 組物の意匠として意匠登録出願がなされた場合、その出願に係る意匠が意匠法第8条第1項(組物の意匠)に規定する要件を満たすか否かに関わらず、意匠法第10条の2の規定に基づく意匠登録出願の分割をすることはできない。
- 2 実用新案登録に基づく特許出願をした者は、その特許出願を意匠登録出願に変更し、当該意匠登録出願をさらに実用新案登録出願に変更することができる場合がある。
- 3 意匠登録出願人は、2以上の意匠を包含する意匠登録出願について拒絶をすべき旨の査定を受け、拒絶査定不服審判を請求する場合において、当該査定の謄本の送達後、審判請求の日前に、その意匠登録出願の一部を分割して新たな意匠登録出願とすることができる。
- 4 「一眼レフカメラ」、「カメラボディー」及び「カメラレンズ」がそれぞれ経済産業省令で定める物品の区分の欄に掲げられている物品である場合、「一眼レフカメラ」の意匠について意匠登録出願をした後、その意匠登録出願を分割して、「カメラボディー」の意匠と「カメラレンズ」の意匠についての2つの新たな意匠登録出願とすることができる。
- 5 特許出願人がその特許出願Aを意匠登録出願Bに変更する手続をとった場合には、Aの願書に添付した明細書又は図面中にBに係る意匠が明確に認識し得るような具体的な記載がないときであっても、Aは取り下げたものとみなされる。

〔41〕次の ~ までの空欄に後記の語句群から適切な語句を選んで入れると、不正競争防止法第2条第1項第3号についてのまとまった文章になる。 ~ までの空欄に入れるべき語句の組み合わせとして、最も適切なものは、どれか。

不正競争防止法第2条第1項第3号は、商品の形態についてその模倣からの保護を計っている。その商品には、アイコンやフォントなどの無体物。その形態が意匠法上の保護の要件を。ただし、その形態が形態である場合には、保護を受けることはできない。また、保護を受ける期間はの日からである。

- | | | | |
|---|-----------------|--------------------|----------|
| 1 | は含まれない
最初の販売 | 満たさなくても良い
5年間 | 新規性のない |
| 2 | は含まれない
最初の製造 | 満たさなければならない
3年間 | 商品の通常有する |
| 3 | は含まれない
最初の販売 | 満たさなくても良い
3年間 | 商品の通常有する |
| 4 | も含む
最初の製造 | 満たさなければならない
5年間 | 商品の通常有する |
| 5 | は含まれない
最初の販売 | 満たさなくても良い
5年間 | 新規性のない |

〔42〕意匠権についての実施権に関し、次の(イ)～(ホ)のうち、正しいものは、いくつあるか。

- (イ) 甲の意匠イに係る意匠登録出願Aについて、イが意匠法第3条第2項の規定に該当するとして、拒絶をすべき旨の査定が確定したとき、甲は、Aの出願日後の他人の意匠登録出願に係る意匠権について先出願による通常実施権(意匠法第29条の2)を有する場合がある。
- (ロ) 互いに類似する意匠イと意匠ロについての2の意匠登録のうち、イに係る意匠登録を無効にされた場合の原意匠権者が、意匠登録無効審判の請求の登録前に、イに係る意匠登録が意匠法第48条第1項各号の1に該当することを知らないうで、日本国内においてイの実施である事業をしているときは、その実施をしている意匠及び事業の目的の範囲内において、ロに係る意匠権について意匠法第30条(無効審判の請求登録前の実施による通常実施権)に規定する通常実施権を有する。
- (ハ) 意匠権者甲の登録意匠イ及び意匠権者乙の登録意匠ロの双方に類似する意匠八がある場合において、先に出願されたイの意匠権のみが存続期間の満了により消滅したときであっても、イの意匠権の存続期間の満了の際甲が八の実施である事業をしている場合に限り、甲は、原意匠権の範囲内で、業として八の実施をすることができる。
- (ニ) 意匠権者は、その登録意匠が、その意匠登録出願の日前の出願に係る他人の登録意匠を利用するものである場合においても、当該他人の許諾を得ることなく、自己の意匠権について専用実施権の設定登録の手続をすることができる。
- (ホ) 登録意匠の実施が継続して3年以上日本国内において適当にされていないとき、当該登録意匠の実施をしようとする者は、そのことを理由として、当該意匠権者又は専用実施権者に対し、意匠法の規定により通常実施権の許諾について協議を求めることができる場合はない。

- 1 1つ
- 2 2つ
- 3 3つ
- 4 4つ
- 5 5つ

〔43〕特許法第29条に規定する特許の要件(新規性・進歩性)及び第30条に規定する発明の新規性の喪失の例外に関し、次の(イ)～(ホ)のうち、正しいものは、いくつあるか。

- (イ) インターネットのサイトに開示された発明が、特許法第29条第1項第3号に規定する公衆に利用可能となった発明であることを証明するためには、そのサイトにアクセスがあったことを証明する必要がある。
- (ロ) 公衆の閲覧に供されているマイクロフィルムは、複写物の交付が可能だとしても、特許法第29条第1項第3号の刊行物とは言えない。
- (ハ) 甲は、自らした発明を発表した。その後、乙がその発明について特許を受ける権利を甲から譲り受けて特許出願をするとき、発明の新規性の喪失の例外の規定の適用を受けられる場合がある。
- (ニ) 乙が、発明について特許を受ける権利を発明者甲から譲り受けた後、甲が自らの意思でその発明を発表した。その後、乙がその発明について特許出願をするとき、発明の新規性の喪失の例外の規定の適用を受けられる場合がある。
- (ホ) 甲は、発明の新規性の喪失の例外の規定の適用を受けて特許出願Aをした。その後、甲がAを基礎とする優先権主張を伴う特許出願Bをし、Bについても発明の新規性の喪失の例外の規定の適用を受けようとする場合、その適用を受けようとする旨の書面及び特許法第29条第1項各号の一に該当するに至った発明がその適用を受けられる発明であることを証明する書面を提出する必要はない。

- 1 1つ
- 2 2つ
- 3 3つ
- 4 4つ
- 5 5つ

〔44〕特許協力条約に関し、次のうち、誤っているものは、どれか。

- 1 国際調査機関が、国際出願が規則に定める発明の単一性の要件を満たしていないと認め、追加手数料を支払うよう求める場合、出願人は、発明の単一性の要件を満たしているとは認められない理由を知ることができる。
- 2 国際出願に含まれている要約が特許協力条約に基づく規則第8規則〔要約〕の規定に従っていないと国際調査機関が認めた場合には、国際調査機関は、自ら要約を作成する。出願人は、国際調査機関が作成した要約について意見を述べる機会を与えられる。
- 3 国際調査機関による見解書に「特許性に関する国際予備報告(特許協力条約第一章)」という表題を付した報告が、指定国の国内官庁の公用語以外の言語によって作成された場合には、指定国は英語による報告の翻訳文を国際調査機関に要求することができ、当該翻訳文は国際調査機関の責任において作成される。
- 4 公用語が日本語でない国際調査機関は、日本国の特許文献については、英語の要約が一般に利用することができないものを、国際調査における最小限資料に含めないことができる。
- 5 出願人は、国際調査機関に対し、国際調査報告に列記された文献の写しの送付を、当該国際調査報告に係る国際出願の国際出願日から7年の期間いつでも請求することができる。

〔45〕 関連意匠に関し、次の(イ)～(ホ)うち、誤っているものは、いくつあるか。

ただし、特に文中に示した場合を除き、意匠登録出願は、いかなる優先権の主張も伴わず、分割又は変更に係るものでも、補正後の新出願でもないものとする。

- (イ) 関連意匠の意匠権の登録料については、通常の意匠登録の登録料に比べて軽減する措置が講じられている。
- (ロ) 本意匠について意匠登録を無効にすべき旨の審決が確定した場合、当該本意匠の関連意匠に係る意匠権は、当該本意匠に係る意匠権とともに消滅する。
- (ハ) 本意匠及びその関連意匠について意匠登録出願をする者は、当該本意匠のみについて秘密にすることを請求することができる。
- (ニ) 関連意匠の意匠登録を受けた意匠が本意匠に類似しないものであることを理由として、その関連意匠の意匠登録について意匠登録無効審判を請求することができる。
- (ホ) 意匠イについてパリ条約による優先権の主張を伴う意匠登録出願Aをする者は、Aの優先日の後に創作した、イに類似する意匠ロについて、イを本意匠とする関連意匠の意匠登録出願BをAと同日にすれば、ロについて関連意匠として意匠登録を受けることができる場合がある。

- 1 1つ
- 2 2つ
- 3 3つ
- 4 4つ
- 5 5つ

〔46〕商標の審判及び登録異議の申立てに関し、次のうち、正しいものは、どれか。

ただし、マドリッド協定の議定書に基づく特例は考慮しないものとする。

- 1 審判の請求に係る指定商品を互いに類似しない商品「薬剤」及び「被服」とする不使用による商標登録の取消しの審判(商標法第50条第1項)においては、被請求人が、「薬剤」について医薬品の製造が国に許可されていないとして、その登録商標の使用をしていない正当な理由を明らかにしたとしても、「被服」についての登録商標の使用又は登録商標の不使用の正当理由を明らかにしない限り、「被服」に係る商標登録の取消しは免れない。
- 2 指定商品が「a」、「b」及び「c」である登録商標について、審判の請求に係る指定商品を「a」及び「b」とする不使用による商標登録の取消しの審判(商標法第50条第1項)が請求された場合において、その審判の係属中に、「a」及び「b」についての商標権の放棄による商標権の消滅の登録があったときは、その請求は、不適法な審判の請求として、審決をもって却下される。
- 3 登録防護標章が、パリ条約の同盟国において商標に関する権利を有する者甲の当該権利に係る商標に類似する標章であって、当該権利に係る商品に類似する商品を指定商品とするものであり、かつ、その防護標章登録出願が、正当な理由がないのに、甲の承諾を得ないでその代理人によってされたものであっても、甲は、その防護標章登録を取り消すことについて、審判を請求することができない場合がある。
- 4 商標法第4条第1項第16号に該当することを理由とする登録異議の申立てにおいては、商標権者は、取消理由の通知において指定された期間内であれば、その取消理由を解消するために、指定商品の要旨を変更しない範囲内で補正をすることができる。
- 5 商標登録された後において、登録商標が外国の国旗と類似の商標に該当するものとなっていることを理由とする商標登録の無効の審判(商標法第46条第1項)においては、その商標登録を無効にすべき旨の審決が確定したときは、当該商標権は、その後消滅する。

〔47〕特許出願及び実用新案登録出願の分割、出願の変更並びに実用新案登録に基づく特許出願に関し、次の(イ)～(ホ)のうち、正しいものは、いくつあるか。

ただし、出願は、いかなる優先権の主張も伴わず、外国語書面出願でも国際特許出願でも国際実用新案登録出願でもなく、特に文中に示した場合を除き、分割又は変更に係るものでもないものとする。

- (イ) 実用新案登録出願を特許出願に変更したとき、当該特許出願人は、その特許出願を基礎として、特許法第41条に規定する優先権の主張(特許出願等に基づく優先権主張)を伴う出願をすることができない。
- (ロ) 実用新案権者は、実用新案登録無効審判が請求され、最初に指定された答弁書提出の期間が経過したときは、当該実用新案登録に基づく特許出願をすることができない。
- (ハ) 拒絶査定不服審判の請求の日から30日以内であれば、二以上の発明を包含する特許出願の分割をすることができる。
- (ニ) 特許出願の分割に係る新たな特許出願については、その特許出願の分割の日から30日を経過した後であっても、出願審査の請求をすることができる場合がある。
- (ホ) 発明イ、ロが明細書に記載された特許出願Aの分割をして、発明ロに係る特許出願Bをした。この場合、特許法第39条(先願)の規定の適用については、Bは、もとの特許出願Aのときにしたものとみなされる。

- 1 1つ
- 2 2つ
- 3 3つ
- 4 4つ
- 5 5つ

〔48〕特許法における審判事件に係る手続に関し、次のうち、誤っているものは、どれか。

- 1 不適法な審判の請求であつて、その補正をすることができないものについては、被請求人に答弁書を提出する機会を与えないで、審決をもつてこれを却下することができる。
- 2 審判長は、審判事件に係る手続(審判の請求を除く。)において、不適法な手続であつてその補正をすることができないものについて、その手続を却下しようとするときは、手続をした者に対し、弁明書を提出する機会を与えなければならない。
- 3 審判長は、特許無効審判の請求書に記載した請求の理由の補正がその要旨を変更するものである場合において、当該補正が審理を不当に遅延させるおそれがないことが明らかなものであり、かつ、当該審判における訂正の請求により請求の理由を補正する必要が生じたと認めるときは、当該補正を許可することができる。
- 4 審判長は、事件が審決をするのに熟したときは、審理の終結を当事者、参加人及び審判に参加を申請してその申請を拒否された者に通知しなければならない。
- 5 審判書記官は、口頭審理による審判の調書の作成又は変更に関して審判長の命令を受けた場合にはその命令に従うが、その作成又は変更を正当でないと認めるときは、自己の意見を書き添えることができる。

〔49〕不正競争防止法第2条第1項第1号の不正競争に関する次の説明のうち、不適切なものは、どれか。

- 1 商品等表示には、商品の包装も含まれる。
- 2 日本国内において周知な他人の商品等表示を付した商品の輸出も不正競争となり得る。
- 3 他人の商品の表示であっても周知でない表示ならば、不正競争の目的でその表示を自己の商品に付して販売しても不正競争とはならない。
- 4 他人が営業に使用する表示として周知なものを、自己の商品に使用しても不正競争になり得る。
- 5 他人の商品等表示が周知となる以前からその表示を使用する者による使用は不正競争とはならない。

〔50〕意匠登録出願の先願に関し、次のうち、正しいものは、どれか。

ただし、特に文中に示した場合を除き、意匠登録出願は、いかなる優先権の主張も伴わず、分割又は変更に係るものでも、補正後の新出願でもないものとする。

- 1 甲の意匠登録出願Aに係る意匠イと、乙の特許出願Bに係る発明ロが同一の形状に係る場合において、AとBの出願が同日にあったとき、甲と乙の協議により定めた一の出願人のみがイについての意匠登録又はロについての特許を受けることができる。
- 2 甲が意匠イについて意匠登録出願Aをし、意匠登録を受けた後、乙がAと同日に出願した実用新案登録出願Bを意匠ロについての意匠登録出願Cに変更した。ロがイに類似するものであるとき、Cについて、甲と乙とが協議をすることができないことを理由として拒絶をすべき旨の査定が確定した。この場合、乙は、そのことを理由としてイについて意匠登録無効審判を請求することができる。
- 3 意匠登録を受ける権利が共有に係る場合において、その共有者の一人が単独でした意匠登録出願に対して意匠登録がされたことを理由として、その意匠登録が無効にされたとき、当該意匠登録出願は、いわゆる先願の地位を有しない。
- 4 甲は、意匠イについて意匠登録出願Aをし、願書の記載について補正をした後、意匠登録を受けた。乙は、Aの出願の日後に、イに類似する意匠ロについて意匠登録出願Bをした。この場合において、甲の当該意匠登録は、Bの存在を理由として無効にされることはない。
- 5 甲が「カメラ」のレンズ部分に係る部分意匠イについて意匠登録出願Aをし、その願書に添付した図面にイとイを含むカメラの全体の形状が記載されている場合において、乙が、Aの出願の日後に、「カメラ」の意匠ロについて意匠登録出願Bをし、ロがAの図面に記載されたカメラの全体の形状と類似するとき、ロは、意匠法第9条第1項の規定により意匠登録を受けることができない。

〔51〕特許無効審判及び訂正審判に関し、次のうち、正しいものは、どれか。

- 1 2以上の請求項に係る特許に対して特許無効審判が請求された場合、審判官は、請求人が申し立てた請求の趣旨にかかわらず、すべての請求項について、無効理由の有無を職権で審理することができる。
- 2 特許無効審判の請求に理由がないとする審決に対する取消しの判決が確定し、審判の審理が開始される場合において、審判長は、その判決の確定の日から2週間以内に特許無効審判の被請求人から申立てがあった場合に限り、願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面の訂正を請求するための相当の期間を指定することができる。
- 3 訂正審判は、特許期間の満了以外の理由により特許権が消滅した後においても、消滅の理由にかかわらず請求することができる。
- 4 裁判所は、特許無効審判において特許を無効にすべき旨の審決を受けた特許権者が、当該審決に対する訴えの提起があった日から起算して90日の期間内に訂正審判を請求した場合において、当該訂正が特許請求の範囲を減縮することを目的とするものであることが明らかであり、特許無効審判においてさらに審理させることが相当であると認めるときは、当事者の意見を聴くことなく、決定をもって当該審決を取り消すことができる。
- 5 誤記又は誤訳の訂正を目的とする訂正審判が請求された場合、訂正後における特許請求の範囲に記載されている事項により特定される発明は、特許出願の際独立して特許を受けることができるものでなければならない。

〔52〕パリ条約のストックホルム改正条約に関し、次のうち、誤っているものは、どれか。

- 1 同盟国は、同盟に属しない国の領域内で開催される公の又は公に認められた国際博覧会に出品される産品に関し、特許を受けることができる発明に仮保護を与える義務を負わない。
- 2 同盟国は、いずれかの同盟国の領域内で開催される公の又は公に認められた国際博覧会に出展される役務に関し、サービスマークに仮保護を与える義務を負わない。
- 3 同盟国が、いずれかの同盟国の領域内で開催される公の又は公に認められた国際博覧会に出品される産品に関し、意匠に与えるべき仮保護の方法は、意匠の新規性の喪失の例外を認めることに限られない。
- 4 同盟国が、いずれかの同盟国の領域内で開催される公の又は公に認められた国際博覧会に出品される産品に関し、実用新案に与える仮保護は、条約第4条に定める優先期間を延長するものではない。
- 5 いずれかの同盟国の領域内で開催される公の又は公に認められた国際博覧会に出品される産品に関し、商標に与える仮保護として、後に優先権が主張される場合には、各同盟国の主管庁は、その産品を博覧会に搬入した日から優先期間が開始するものとしなければならない。

〔53〕次の ~ までの空欄に後記の語句群から適切な語句を選んで入れると、不正競争防止法第2条第1項第2号についてのまとまった文章になる。 ~ までの空欄に入れるべき語句の組み合わせとして、最も適切なものは、どれか。

不正競争防止法第2条第1項第2号は、を、その表示との表示の使用から保護している。この規定は、不正競争となるものとしているのであり、のを目的としている。

- | | | | |
|---|------------------|--------|----------|
| 1 | 著名な商品等表示 | 同一又は類似 | |
| | 商品または営業との混同がなくても | | 希釈化からの保護 |
| 2 | 周知な特定商品等表示 | 同一又は類似 | |
| | 商品または営業との混同があれば | | 信用の保護 |
| 3 | 著名な商品等表示 | 同一 | |
| | 商品または営業との混同がなくても | | 信用の保護 |
| 4 | 著名な特定商品等表示 | 同一 | |
| | 商品または営業との混同がなくても | | 希釈化からの保護 |
| 5 | 特定商品等表示 | 同一 | |
| | 商品または営業との混同があれば | | 信用の保護 |

〔54〕特許料の納付に関し、次の(イ)～(ホ)のうち、誤っているものは、いくつあるか。

- (イ) 国と株式会社甲との共同出願に係り持分の定めがなされている特許出願について特許をすべき旨の査定がなされた場合、請求により第1年から第3年までの各年分の特許料の納付期間が延長されることがあるほか、請求がなされない場合であっても、当該特許料の納付期間が延長されることがある。
- (ロ) 特許料の追納がなされなかったことにより初めから存在しなかったものとみなされた特許権が、その後の特許料の追納により回復した場合、当該回復した特許権の効力が、その回復の登録前における当該発明の実施に及ぶことはない。
- (ハ) 第1年から第3年までの各年分の特許料につき、特許法第109条の規定による納付の猶予が認められる場合、同条の規定による軽減も同時に認められることがあるとともに、その猶予後の期間内に当該特許料を納付することができないときでも、特許料を追納できることがある。
- (ニ) 特許法第109条の規定による納付の猶予がなされず、同法第108条の規定に基づき第1年から第3年までの各年分の特許料の納付期間が延長された場合、その延長された期間内に当該特許料を納付できなかったときは、その期間の経過後6月以内に当該特許料を追納することができる。
- (ホ) 特許法第109条の規定による免除がなされた場合のほか、第1年から第3年までの各年分の特許料が納付されていないにもかかわらず、当該特許権に基づく差止請求権を行使できる場合がある。

- 1 1つ
- 2 2つ
- 3 3つ
- 4 4つ
- 5 なし

〔55〕知的所有権の貿易関連の側面に関する協定における意匠の保護に関し、次のうち、正しいものは、どれか。

- 1 加盟国は、独自に創作された新規性又は独創性のある意匠の保護について定めるが、主として技術的又は機能的考慮により特定される意匠については、このような保護が及んではならないことを定めなければならない。
- 2 加盟国は、意匠が既知の意匠又は既知の意匠の主要な要素の組合せと著しく異なるものでない場合には、当該意匠を保護しないことができる。
- 3 加盟国は、保護されている意匠の権利者に対し、その承諾を得ていない第三者が、保護されている意匠と同一又は実質的に同一の意匠を用いており又は含んでいる製品を商業上の目的で製造し、販売し又は輸入することを防止する権利を常に与えなければならない。
- 4 加盟国は、意匠の保護期間を少なくとも15年としなければならない。
- 5 加盟国は、繊維の意匠の保護を確保するための要件が保護を求め又は取得する機会を不当に害しないことを確保しなければならず、そのような義務を意匠法によって履行しなければならない。

〔56〕意匠登録出願に関し、次のうち、正しいものは、どれか。

ただし、特に文中に示した場合を除き、意匠登録出願は、いかなる優先権の主張も伴わず、分割又は変更に係るものでも、補正後の新出願でもないものとする。

- 1 甲が、洗面化粧台、化粧鏡及び収納棚を構成物品とし、組物全体として統一がある「一組の洗面化粧台セット」に係る組物の意匠イについて意匠登録出願Aをし、Aの出願の日後に、乙が「収納棚」の意匠ロについて意匠登録出願Bをしたとき、ロが意匠法第3条の2の規定の適用を受ける場合はない。
- 2 意匠登録出願Aに係る意匠について、意匠登録出願Bに係る意匠との関係で意匠法第3条の2の規定が適用されるのは、AとBが異なる意匠登録出願人によるものである場合に限られる。
- 3 甲が「乗用自動車」に係る部分意匠イについて意匠登録出願Aをし、Aの出願の日後に、乙が「自動車用前照灯」に係る部品の意匠ロについて意匠登録出願Bをしたとき、ロが意匠法第3条の2の規定の適用を受ける場合はない。
- 4 意匠イに係る意匠登録出願Aをした甲は、イが意匠法第3条第1項第2号に規定する意匠に該当するとの拒絶理由の通知をAの出願の日から9月後に受け、当該通知の内容からイが甲の意に反して公開されていた事実を知ったとき、イについて意匠法第4条第1項の規定の適用を受けることができる場合がある。
- 5 甲は、自ら創作した「乗用自動車」の意匠イを公開した後、イについて意匠登録出願Aをするとともに、イの形状と同一の「自動車おもちゃ」の意匠ロについて意匠登録出願Bをした場合、意匠法第4条第2項の規定の適用を受けて、イ及びロの双方について意匠登録を受けることができる場合はない。

〔57〕特許庁に係属している特許出願の補正に関し、次のうち、誤っているものは、どれか。

ただし、特許出願は、国際特許出願でも外国語書面出願でもなく、いかなる優先権の主張も伴わないものとする。また、明細書、特許請求の範囲又は図面についての補正は、願書に最初に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面に記載した事項の範囲内で行われているものとする。

- 1 特許出願人は、出願審査の請求がなされる前においては、いつでも願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面について補正をすることができる。
- 2 特許出願人は、出願公開の請求があった後を除き、特許出願の日から1年3月以内に限り、願書に添付した要約書について補正をすることができる。
- 3 特許出願人は、出願審査の請求と同時に一部の請求項を削除する補正をした場合であっても、特許法第17条の2第1項第1号に規定する最初に受けた拒絶理由通知において指定された期間内であれば、削除した請求項を特許請求の範囲に追加する補正をすることができる。
- 4 特許出願人は、特許請求の範囲の減縮を目的とし、請求項に記載した発明を特定するために必要な事項を限定する補正であって、補正後の請求項に記載した事項により特定される発明が特許出願の際独立して特許を受けることができるものであれば、特許法第17条の2第1項第3号に規定する最後に受けた拒絶理由通知において指定された期間内に、特許請求の範囲について補正をすることができる。ただし、その補正前の当該請求項に記載された発明とその補正後の当該請求項に記載される発明の産業上の利用分野及び解決しようとする課題は同一であるものとする。
- 5 特許出願人は、拒絶理由通知がなされることなく、特許法第48条の7に規定する文献公知発明に係る情報の記載についての通知がされ、その通知の際に指定された期間が経過した後は、当該特許出願に対する拒絶理由通知において指定された期間内でなければ、願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面について補正をすることができない。

〔58〕特許法における訴訟に関し、次のうち、正しいものは、どれか。

- 1 裁判所は、故意により特許権を侵害し特許権者の業務上の信用を害した者に対して、職権で、損害の賠償とともに、特許権者の業務上の信用を回復するのに必要な措置を命ずることができる。
- 2 裁判所は、特許権の侵害に係る訴訟において、当該特許が特許無効審判により無効にされるべきものと認められる旨の攻撃又は防御の方法がなされた場合、当該方法が審理を不当に遅延させることを目的として提出されたものと認められるときは、職権で、却下の決定をすることができる。
- 3 裁判所は、特許無効審判又は延長登録無効審判の審決に対する訴えの提起があったときは、30日以内に、その旨を特許庁長官に通知しなければならない。
- 4 特許庁長官は、特許無効審判又は延長登録無効審判の審決に対する訴えの提起があり、裁判所から当該事件に関する特許法の適用その他の必要な事項について意見を求められた場合には、特許庁の職員以外の者に意見を述べさせることができる。
- 5 裁判所は、特許無効審判又は延長登録無効審判の審決に対する訴えについて、訴訟手続が完結したときは、その旨を特許庁長官に通知しなければならないが、特許庁長官からの求めがない限り、各審級の裁判の正本を送付しなくともよい。

〔59〕商標の使用をする権利に関し、次のうち、誤っているものは、どれか。
ただし、マドリッド協定の議定書に基づく特例は考慮しないものとする。

- 1 先使用による商標の使用をする権利を有する者は、他人の登録商標に係る商標登録出願の際に使用していたその登録商標と同一の商標については、その使用に係る商品と類似する商品についても、上記権利の行使として使用をすることができる。
- 2 商標権者は、いかなる場合においても、登録商標に類似する商標について専用使用権を設定することができない。
- 3 公益に関する事業であって営利を目的としないものを行っている者が、その事業を表示する著名な標章と同一の商標について商標登録を受けたとき、その者は、当該商標権について他人に通常使用権を許諾することができない。
- 4 団体商標の商標登録を受けた団体において、その構成員がその団体の定めるところにより有する当該登録商標の使用をする権利は、その団体の承諾を得た場合であっても、移転することができない。
- 5 専用使用権について質権が設定されている場合、当該専用使用権者は、その専用使用権を設定した商標権者の承諾を得れば、当該質権者の承諾を得なくても、当該専用使用権について他人に通常使用権を許諾することができる。

〔60〕著作物に関して、次のうち、最も適切なものは、どれか。

- 1 学校の教室に備え付けられた生徒用の椅子でも著作物として保護される。
- 2 小説を点字に変換した文書は、一般に、小説の二次的著作物に該当する。
- 3 名刺を50音順に並べて収納したファイルは、編集著作物にならない。
- 4 他人の詩を無断で素材として収録した詩集は、たとえ素材の選択・配列に創作性が認められても、編集著作物として保護されることはない。
- 5 オリンピック競技大会のマラソン競技も著作物となる。

【お知らせ】

試験時間中に全会場において以下の内容を周知しました。

「問18（P20）及び問41（P43）については、同じ選択肢が2つ（問18にあっては2と3、問41にあっては1と5）あります。どちらを選んでも扱いは変わりません。問題文及び解答の選択肢に訂正はありません。」